

三 加州土地法成立後ノ日本人所有地処理關係 四四四 四四五 四四六

四五二

四四四 十二月四日 牧野外務大臣ヨリ
在桑港沼野総領事代理宛(電報)

松尾ノ遺産管理人及管理ノ状況問合ノ件

第八八号

松尾遺産管理ハ實際何人ガ世話ヲ為シ居ルヤ管理処分ハ如何ニ進行シツ、アリヤ回電アレ

四四五 十二月四日 在桑港沼野総領事代理ヨリ
牧野外務大臣宛(電報)

松尾ノ遺産管理ノ状況ニ付回報ノ件

第二九〇号

松尾ノ遺産管理ハ松尾ノ実兄、太野寡婦ヲ補佐シ之カ實際ノ世話ヲ為シ營業ハ支配人佐川之ヲ引受ケ居リ又遺産処分ハ其儘ニナリ居ル由

四四六 十二月二十日 松井外務次官ヨリ
勝田大蔵次官宛

加州在留日本人農業者ニ対シ正金銀行ヲシテ長期貸付ヲ為サシムル件

通機密送第一一五号

本件ニ関シ在桑港沼野総領事代理ヨリ別紙写之通牒々稟申ノ次第有之茲ニ供貴覽候條右ニ対スル何分ノ御意見御回示相成度此段申進候也

註 別紙ハ前掲四三六文書ノ附屬書ト同文ナリ省略ス

事項四 加州土地問題ニ関スル米國新聞論調

四四七 四月十日 在桑港熊崎総領事代理ヨリ
牧野外務大臣宛(電報)

加州土地法案ヲ非トセル桑港「クロニクル」紙ノ論評報告ノ件

第五〇号

土地案ニ関シ当地「クロニクル」ハ昨日加州州会ヲ以テ狂氣且白痴ナリト評シ現ニ州内ニ於テ広大ナル土地ヲ所有セル鉄道鉱山其他有力ナル諸会社ノ株ノ過半数カ外国人ニ依リテ所有セラル、コト竝右ニ依リテ移入セラレタル外国資本ガ州ノ富源ヲ開發スルニ偉功アリタル事実ヲ指摘シ本案通過ノ結果ハ現ニ各地ニ居住スル多数歐洲人ハ為ニ其財産ヲ失フノミナラス三年以上借地ヲ為スコト能ハサルニ至ルヘク加州ハ遂ニ世界ヲ敵トシ自滅ヲ招クノ外ナキニ至ルヘント論シ本日再ヒ多数米國人ハ日本トノ紛擾ヲ避ケ之ト友好ヲ保持センコトヲ希望セルニ拘ハラズ単リ加州ノミ之ト背反スルガ如キ行為ヲ為ストキハ中央議會及一般米國人ハ之ヲ自己ノ責任ニ帰スルモノトシ加州ニ対シ極メテ不利

ノ態度ニ出ツルコトアルヘキヲ期セサルヘカラス吾人ハ今日忍ンテ斯ノ如キ事態ヲ惹起スヘキカ如キ困難ナル事情ヲ有セスト論シタリ

四四八 四月十六日 在桑港沼野総領事代理ヨリ
牧野外務大臣宛(電報)

加州土地法案反対ノ新聞記事論說寄書ニ付報告ノ件

第七二号

既報ノ通從來当地ニ於テ公然土地案ニ反対ノ言説ヲ為スモノ極メテ鮮カリシカ近日該案通過ノ形勢愈々切迫シタルニ際シ当地ノ「コール」「クロニクル」「ポスト」、「オークランド」ノ「トリビューン」「エンクワイラー」、「サクラメント」ノ「ユニオン」、「マールクリヴィル」ノ「サン」、「フレズノ」ノ「レバブリカン」、「パサデナ」ノ「ニックス」、「ロサンゼルス」ノ「タイムズ」等ノ諸新聞紙ハ該案反対

ノ記事論說寄書等ヲ掲ケ居レリ依テ右ノ内重要ナルモノノ切抜キヲ紐育ニ於ケル本官知己ノ操觚者 Merville Store, Hamilton Holt, Don Seitz, Bayard, Ell 等ニ送附シ東部ニ於ケル輿論ノ喚起上適當ニ使用方懇囑シ置キタリ右大使へ済ミ

四四九 四月二十二日 在桑港沼野總領事代理ヨリ 牧野外務大臣宛(電報)

桑港「エキザミナー」ニ掲載ノ「ハースト」氏ノ加州土地法案ニ関スル煽動的意見報告ノ件

第九五号

四月二十二日発刊桑港「エキザミナー」ハ同日「紐育アメリカン」ニ発表セラレタル「ハースト」氏ノ土地案ニ対スル煽動的意見ヲ掲載セリ其要点ハ日本人ヲ以テ遺伝のニ米國人ノ社会及思想ニ同化シ難キ又同化セントモ欲セサル人種ナルカ故ニ米國々体上危険ナル分子ナリトシ加州カ彼ヲ驅逐セントスルハ当然ナリ然ルニ米國人中斯ル日本人ノ主張ヲ賛スル國賊アリトナシ現在ノ日本ニ於ケル外國人土地所有制限ヲ拳ケ最後ニ米國海軍ノ擴張ヲ主張シタリ

四五二 四月二十三日 在米國珍田大使ヨリ 牧野外務大臣宛(電報)

加州土地法案ヲ非難スル紐育等ノ諸新聞論說

報告ノ件

第一〇一号

四月二十三日紐育「トリビューン」ハ從來州ノ制定セシ外土地所有禁止法ハ條約ニ抗スルヲ得ス各國民ハ右ノ法律ニ拘ラス土地ヲ有スルヲ得ルカ故ニ加州法案ハ議會ヲ通過スルモ無効ナリト云ヒ之ニ関スル憲法上ノ原則声明ヲ必要トシ紐育「サン」ハ大統領ノ電報ハ其趣旨及形式ニ於テ嘆賞スヘキモノナリ之レ加州ノ違法行為ニ対スル大統領ノ抗議ナルト共ニ全國ヲ拘束スル條約ヲ破リ友邦ノ人民ニ忍フヘカラサル区別的待遇ヲ与フル非行ニ対スル政治家学者ノ抗議ニシテ正シク國民ノ良心ト声トヲ代表スルモノナルヲ云ヒ更ニ土地法案ノ不当ヲ責メテ通過ノ影響スベキモノアルヲ論シ「紐育グローブ」ハ難局ノ解決ハ日本人ニ帰化能力ヲ与フルニアリトシ之ニ関スル法律ノ制定ヲ促カシ紐育「ウォールド」ハ法案ヲ攻撃スルト同時ニ口ヲ極メテ加州知事ヲ罵倒シ「フレデルフヒア、レコード」ハ州ノ合衆國ニ対スル礼讓ヲ説キ加州カ日本人ニ区別的待遇ヲ与フ

四五〇 四月二十三日 在米國珍田大使ヨリ 牧野外務大臣宛(電報)

加州土地法案ニ関スル紐育「アメリカン」ノ捏造記事取消ノ件

第九七号

四月二十三日「ニューヨーク、アメリカン」ハ華盛頓通信トシテ四月二十二日日本使カ陛下ノ名ヲ以テ大統領ニ対シ日本ノ人ノミヲ目的トスル土地法加州ニ於テ制定セラレルニ於テハ戦争ハ避クヘカラストナス日本ノ輿論ハ帝國政府ニ於テ抑制スルコト能ハサルヘキ旨申込タリトノ記事ヲ掲ケ他ノ新聞中ニモ之ヲ転載スルモノアリ元來當國新聞紙ノ捏造説ハ一々訂正スルコト能ハサルモ該記事ノ如キハ事態重大ナルノミナラス貴電第八二号ニ関シ此際取消ノ必要アルモノト認メ直ニ其手段ヲ執リタリ

註 前掲一四文書ノ別電一

ルヲ以テ其死活ニ関スル條件ナルカ如ク考ヘ居ルハ愚ノ極ナリト論シ居レリ

四五二 四月二十六日 在米國珍田大使ヨリ 牧野外務大臣宛(電報)

山本首相ノ加州土地法案問題ニ関スル声明ヲ

推奨スル紐育諸紙論評報告ノ件

第一〇九号

四月五日紐育「サン」ハ山本総理大臣ノ加州事件ニ関スル声明ハ賢明温良ニシテ吾人ノ豫期ニ違ハサリトシ尚進ンテ先年紐育日本協會ニ於ケル同伯ノ演說及右声明中ノ語ヲ援キテ現下ノ事態ニ対スル觀察ノ適當ナルヲ説キ日本最高ノ大臣ガ雷ニ克己明晰ノ人ナルノミナラス斯ノ如ク達觀ニシテ且米國ノ良友ナル以上円満ニ時局ヲ結フヲ得ルハ当然ナリトシ紐育「ヘラルド」ハ右ノ声明ハ日本人及米國人民大多數ノ感想ヲ反射スルモノナリト雖加州ノ事ハ日本人ノ感想ヲ問フ迄モナク米國自ラ之ヲ処理スルヲ要ス而カモ同州ノ行動ハ明カニ「ヌリフィケーション」ナルカ故ニ同州ニシテ其主張ヲ固執スルニ於テハ遂ニ合衆國ニ向ヒテ由々

敷争端ヲ構フルモノナリト論シ紐育「ジョーナル」ハ「ル」氏干涉ノ先例ヲ援キテ現政府ノ行為ヲ辨シ加州ハ自ら非行タルコトヲ知リツ、弱者ヲ脅迫セントスルモ正義ト權力ニ向テハ遂ニ抗スルヲ得サルヘシト論シ居レリ

四五三 四月二十七日 在桑港沼野総領事代理ヨリ 牧野外務大臣宛(電報)

加州新聞ノ同州土地法案賛否報告ノ件

第一一八号

今日迄ノ処ニテハ加州ニ於ケル日刊新聞約百五十八種ノ内土地案ニ関シ排日ノ故ヲ以テ反対ノモノ約二十三排歐ノ結果ヲ来スベキノ故ヲ以テ反対ノモノ約八同案賛成ノモノ約七十六他ハ態度不明ナリ之ヲ地方別トスルハ困難ナルモ大体ニ於テ南部地方ハ我ニ好感情ヲ有スルモノト見ルヲ得ヘシ其他商業會議所及宗教団体等ハ概シテ我ニ好意的態度ヲ示セリ然レトモ大勢ハ我ニ不利ナルハ争フベカラス唯殊ニ特筆スベキハ土地案賛成即チ排日論調ハ概シテ加州ガ斯ル法律制定ノ権能アルヲ主張スル学究的立法論ニシテ侮辱惡口の言説ヲ為スモノハ寧ロ稀レナルコト之ナリ畢竟排日論

ササルモ米國ハ之ニ対シ抗議セサル次第ナルヲ以テ日本モ亦米國ニ同一ノ権利ヲ認メサルヘカラス加州問題ハ日本ノ名譽ニ関ストノ議論ハ深ク米人ヲ動カスニ足ラス素ヨリ米人ハ日本ノ名譽ヲ毀傷セントスルモノニアラスト雖日本人ガ米人ノ欲セサルニ漫リニ渡来シ或ハ土地ヲ得ントスルハ米人ノ反感ヲ抱カサルヲ得サル所ナリ加州ヲ白人種ノ為ニ保存スルノ目的ニ向テハ合衆國ハ條約ニ反セサル限り之ヲ幫助スル責任ヲ有スルモノニシテ戰爭說ノ如キ耳ヲ傾クルニ足ラスト論シ紐育「アメリカン」モ例ノ如ク排日の社説ヲ掲ケ居ルモ其他ノ新聞ハ概ネ日本ニ同情アル論調ヲ示シ例ヘハ「ジョーナル」ヲブ、コムマース」ハ仮リニ太平洋岸ニ於ケル排日論ガ何等ノ理由アリトスルモ尚日本ノ友誼ハ米國ニ至大ノ価値アリトシ太平洋通商ノ日本ニ負フ所大ニシテ且大博覧會ヲ控ヘ居ル加州ハ無謀ノ挙ヲ止ムヘキモノナルヲ説キ同州ニシテ之ヲ止メサル間ハ即チ東洋諸國ニ米國ノ條約上ノ権利ヲ無視スル理由ヲ供シ遂ニ亜細亞同盟ヲ激成シ東洋ニ於ケル米國ノ商業ヲ排斥セラル、ニ至ラント警告ヲ与ヘ居レリ

モ數年来千篇一律稍々陳腐トナリシコト及今回ハ此問題自身ノ可否ヲ離レ主トシテ党争ノ具ニ供セラルルニ至リタル為ナルヘシ從テ往電第一一九号ノ通り邦人ニ対シ危害ヲ加フルモノノ如キ未タ之ヲ聞カス往年学童問題ノ當時トハ大ニ状勢ヲ異ニスルモノアリ 大使ヘ電報ス

註 前掲一六一文書

四五四 四月二十七日 在米國珍田大使ヨリ 牧野外務大臣宛(電報)

加州土地法案ニ対スル華府紐育新聞ノ論調

報告ノ件

第一一一号

華盛頓「ポスト」ハ米人ハ今ヤ移民及土地問題ニ関シ日本ニ顧慮スルコトナク断然自己ノ権利ヲ行ハントスルニ至レリトシ加州ハ土地所有權ヲ調節スル固有ノ権利ヲ有スルモノナラス太平洋岸ニ於テ米國文明ヲ維持スル責任ヲ有スルモノニシテ此ノ見地ヨリ外國人ノ土地所有ヲ禁スルモ條約ニ抵触スル所ナシ而シテ日本ハ今日米人ニ土地所有ヲ許

四五五 四月二十九日 在米國珍田大使ヨリ 牧野外務大臣宛(電報)

加州土地法案ニ対シ紐育「タイムス」論調

我方ニ有利ニ一變シタル旨報告ノ件

第一一六号

紐育「タイムス」ハ加州事件ニ関シ時々我ニ不利益ナル社説ヲ掲ケ居タリシカ本二十九日ノ社説ニ於テハ其論調一変シ日本ニ於ケル一部ノ者ハ加州土地法案ニ関シ激昂シタルモ日本政府及責任アル当路者ハ穩便ニ事ニ当リ今ヤ良果ヲ得ルニ至レリト言ヒ進ンデ「シッソン」ノ戰爭說ヲ嘲笑シ且輿論カ該法案ノ因テ生シタル精神ヲ責メ又政争ノ為メニ斯ノ如キ事件ヲ利用スルヲ嫌惡スト説キ現在加州ニ於ケル人口及土地所有ニ鑑ミレハ該法案ハ全然必要ナク又之ヲ以テ自衛方法ナリト言フカ如キハ根拠ナキモノニシテ之等ノ法案ハ同州労働組合ノ狂暴ヲ逞フセシメタル一部社会ノ利益ノ為メニ提出セラレタルカ故ニ結局法案ノ起草者及其贊成者カ信用ヲ失墜スル外何等得ル所ナカルヘシト論シ居レリ

四五六 四月三十日 在米田珍大使ヨリ
牧野外務大臣宛(電報)

加州土地法案ニ対スル紐育発刊新聞雜誌ノ反対

論報告ノ件

第一一九号

四月三十日紐育「ウォールド」ハ加州カ屢々人権剝奪の問
題ヲ以テ中央政府ヲ苦メタル罪ヲ數ヘ土地法案ハ他州ノ曠
ニ傲フニ過キストノ加州知事ノ言カ事實ニ反スルヲ責メ同
州ヲシテ斯ノ如キ傍若無人ノ挙動ヲ為サシムルニ至リタル
ハ共和民主兩党カ同州ヲ争ヒタル結果ナリト注意シ「ジ
ーナル、オブ、コムマース」モ亦同知事ノ言ヲ駁シ今ニ
於テ頑是ナキ主張ヲ休メサレハ全国ノ同情ヲ失フヘキヲ警
告シ紐育「サン」ハ同知事カ強テ帰化権ナキ云々ノ語ヲ條
文ニ入レントスレハ日本人ヲシテ帰化権ノ有無ヲ大審院ニ
争ハシメントスルノ意ニアラサレハ同州労働者及農業家ニ
媚フルモノニシテ執レニスルモ自己ノ政治の将来ヲ作ル野
心ニ出テタルモノナリト嘲リ紐育「タイムズ」ハ「エリ
ヨット」博士カ同紙ニ長文ノ寄書ヲ為シ日本人カ他ノ東洋
人ト異ナル点日本カ戦争ヲ欲セサルコト及勞力資本ノ調節
ニ依ル日米平和増進方法等ヲ述ヘ加州ノ立法ハ有害無益ナ

カリシハ民主党ガ自ラ之ヲ輕シタル為ナリト云ヒ修正土
地法案ガ依然實質ニ於テ区別的ノモノナルコトヲ指摘論詰
シ居ルモ他ノ重ナル紐育新聞ハ悉ク修正法案及我立場ヲ誤
解シタルモノ、如ク区別の文字ノ取除カレタル以上日本ハ
満足スヘキモノナリトノ論調ニ一致セリ紐育日本協会ハ
昨三十日夜土地法案反対大会ヲ「ホテル、アストル」ニ催
シ「ラッセル」家永 Teusler 等演説シ同時ニ「ラッセル」
ハ John Wanamaker (前郵政長官)「フ、スタア」(前國
務長官) Hibben (プリンストン) 大学総長) 等ノ電報及
「アウトトルック」ノ持主兼主筆「アボット」ノ書面ヲ讀上
ケタルガ此ノ最後ノモノハ往電第一一九号末段ト同趣旨ノ
モノナリキ

四五八 五月二日 在米田珍大使ヨリ
牧野外務大臣宛(電報)

「ウェップ」案ニ対スル紐育「ヘラルド」費府

「レコード」紐育「サン」ノ論評報告ノ件

第一二三号

五月二日「ニューヨーク、ヘラルド」ハ瑣々タル加州ノ政

四 加州土地問題ニ関スル米新聞論調 四五八

ルト共ニ度量ノ狭少我利ノ性情ヲ示シ米人カ特ニ賞讃ヲ払
フヘキ友邦ニ向ヒテ謂レナキ侮辱ヲ与フルモノナリト論セ
ルニ対シ賛成説ヲ掲ケテ土地案ノ延期ヲ促シ條約ヲ以テ
兩國ノ資本及勞力ヲ調節スルノ有望ナルヲ説キ「アウト
トルック」(来月三日発行)ハ加州土地法案ハ新聞所報ノ通
リナレハ日米條約ノ精神ニ反ストシ加州人ニシテ該條約ニ
異議アルニ於テハ上院批准前ニ之ヲ述フヘカリシモノニシ
テ今日トナリテハ國家ニ訴ヘテ自己ノ希望ニ副フヘキ新條
約締結ヲ請求スルノ外ナントナシ外交ノ方法ニ依リ新條約
締結ヲ為スノ正当ニシテ且必要ナルコトヲ論シ居レリ

四五七 五月一日 在米田珍大使ヨリ
牧野外務大臣宛(電報)

加州土地法案ニ関シ國務長官ノ加州出張ニ対ス
ル紐育新聞論評並紐育日本協会ノ同法案反対大

會報告ノ件

第一二二号

五月一日紐育「トリビューン」ハ國務長官ノ加州行ハ全然
失敗ニ終リタルモノトシ加州ヲシテ中央ノ權力ヲ認メシメ
争ハ一般ノ関スル所ニ非ルモ同州法律カ條約ノ保障セル日
本人ノ權利ヲ奪フヤ否ヤハ國ノ大問題ニシテ「ウェップ」
案ガ文字ノ修正ヲ以テ人ヲ瞞着セントスルモ該案ノ主ナル
賛成者ハ之ヲ以テ日本人ノ借地権ヲ奪ヒ且ツ原案ノ目的ト
セシ總テヲ収ムルニ足ルト声言セルニ鑑ミレバ毫モ形勢ノ
急ヲ減ジタルヲ見ズト注意シ「ヒラデルヒア、レコード」
ハ加州ニシテ「ウェップ」案第二條ノ規定ヲ外国人全般ニ
均シク適用セザル以上ハ條約違反ナリト論ジ「ニューヨ
ーク、サン」ハ加州法案ハ他州及ビ日本ノ法律ニ倣ヘリトノ
知事ノ言ヲ「オレゴン」州ノ例及ビ河上清ガ日本ニ於ケル
土地所有權ニ関シ同紙ニ投書シタル論文ヲ引證シテ反駁シ
且「レーカー」ガ流布シタル在加州日本人々口及土地所有
ニ関スル統計ノ虚偽ナルコトヲ論難シ問題ノ真偽ヲ解セン
トセバ先以テ核府ニ於ケル陰謀者ノ言動ヲ無視スルノ要ア
リト論シ居レリ

四五九 五月五日 在米國珍田大使ヨリ
牧野外務大臣宛(電報)

加州土地法案ノ差別待遇ニ関シ紐育「ウォール
ド」「サン」費府「レコード」論評ノ件

第一二八号

五月四日「ニューヨーク、ウォールド」ハ加州知事一派ガ
排日法ヲ以テ民主党ヲ苦シメントスルモ中央ニ於テ日本人
ニ帰化ヲ許ス立法ヲナサバ策ノ施ス所アラザルベシト嘲リ
タルモ土地法案通過ノ結果国内ノ紛擾及ビ外交上ノ難問統
出シ遂ニ人種の僻見ノ再燃スベキヲ怖レ「ニューヨーク、
サン」ハ日本ガ「ウェップ」案第二條ヲ區別待遇ト認ムベ
キコトヲ豫想シ「フキラデルヒア、レコード」ハ法案ガ帰
化能力ニヨリテ權利ニ區別ヲ設ケタル結果能力者ハ居住ノ
有無ヲ問はず又無能力者ノ子ハ出生地ガ米國ナルニ於テハ
第一條ノ適用ヲ受ケ加州ノ失ヲ所從來ニ比シ却テ大ナルニ
至レルノ愚ヲ笑ヘリ

ラス而シテ行政部ガ土地法ヲ條約違反ト認メサルニ於テハ
争議ヲ海牙仲裁々判ニ提出スルニ至ルヘキモ若シ米國裁判
所カ該法律ヲ適法ト認ムルアラハ假令仲裁裁判判決ガ之ト
反スルモ其判決ヲ加州ニ強行スルヲ得サルヘシト言ヒ居レ
リ又「ハミルトン、ホルト」ハ「インデペンデント」ニ於
テ客年「モホンク」ニ於ケル講演(公信第一〇三号)ヲ
基礎トシ之ニ加州事件ヲ組合ハセタル長論文ヲ掲ケ日米ノ
間ヲ裂カントスル原因ヲ數ヘ内最有害ナルモノハ東洋ノ事
件ニ對スル米國ノ干渉及加州ニ於ケル排日行動ナリトシ
墨國ニ日本ガ干渉スル場合ヲ假想シテ前者ヲ難シ日本ノ移
民制限加州ニ於ケル日本人口及所有地數其他加州政府ノ
日本移民ニ関スル調査等ヲ援キテ後者ノ謂ハレナキヲ論破
シ日米戦争ハ生セサルヘキモ加州ニシテ排日行動ヲ固執セ
ハ日本在留ノ米人モ亦遂ニ日本ヲ去ラサルヘカラサルニ至
ルヘシトシ米國ガ頑迷不靈ナル一州ノ為ニ五千萬人ノ友誼
ヲ失ハントスルノ不可ヲ痛論シ又普通論說欄ニ於テハ中央
ノ帰化法ガ日本人等ニ帰化權ヲ与ヘ居ラサルハ加州土地法
以上ニ不可ナリトシ該法ヲ修正ヲ促シ居レリ

四六〇 五月七日 在米國珍田大使ヨリ
牧野外務大臣宛(電報)

加州土地法案ニ関スル紐育「ヘラルド」「イーヴ
ニング、ポスト」華府「ポスト」「インデペン
デント」ノ論評報告ノ件

第一三三号

五月六日紐育「ヘラルド」ハ加州土地法案ハ日米條約中ニ
所謂國民待遇ノ規定ヲ破ルモノト論シ「イーヴニング、ポ
スト」ハ加州ニ於ケル最過激ノ排日論者サヘ「レフュレン
ダム」ヲ怖レ居ルヲ援キ土地法案ガ一部少数者ノ奸策ニ出
テタルヲ指摘シテ加州人ノ再考ヲ促シ華盛頓「ポスト」ハ
記事欄ニ於テ國務長官帰還ノ後大統領ガ何等加州知事ニ
申送ルコトアリトスルモ法案ヲ喰止メシムルコトハ望ムヘ
カラス結局本件ハ法廷ノ手ヲ煩ハスノ外ナカルヘク米國自
身ガ参加人トシテ該訴訟ニ介入スルヤ否ヤハ國務長官ノ決
定如何ニ在リトシ尚或(脱)者ノ説トシテ行政部ハ從來日
本ニ加担シ國務長官ヲ加州議會ニ臨マシメタルモ愈々日本
ヨリ正式ノ抗議ヲ提出シ外交上ノ交渉ニ移ルニ至ラハ行政
部ハ今後却テ日本ニ對シテ加州ヲ弁護セサルヘカラサル次
第ナルヲ以テ非常ニ困難ノ地位ニ立ツモノト言ハサルヘカ

四六一 五月十四日 在米國珍田大使ヨリ
牧野外務大臣宛(電報)

加州土地法案ニ関スル紐育諸新聞ノ論說

報告ノ件

第一五〇号

五月十三日紐育「ヘラルド」ハ加州ハ明カニ日本人ニ區別
待遇ヲ与ヘントセシモノニシテ日本ハ本件ヲ國ノ名譽ニ関
スル重大問題ト感ス可シ而シテ如斯問題ハ一度解決スルモ
亦再発ノ恐アルカ故ニ米國ノ為メニ最も必要ナルハ中央集
權ノ保全ニ在リトシ「サン」ハ土地法案ハ區別待遇ヲ規定
スト言ヒ日本ノ主張ハ正当ニシテ或ハ之ヲ以テ同國カ帰化
權獲得ノ口実ニ供スト解スルモノ無キヲ保セスト雖トモ
該法文ノ文句ハ確カニ同國ヲシテ抗議ノ止ムナキニ至ラシ
メタルモノナリト論ジ「ウォールド」ハ加州ノ行為ハ友邦
ニ對スル侮辱ナルト共ニ合衆國ニ對スル侮辱ナリトシテ大
ニ同州ノ非ヲ鳴ラシ「グローブ」ハ日本ノ弱点ハ條約ニ農
業地所有權ヲ規定セザリシニアリトシ尚條約ニ帰化權ノ規
定ナキコト及ヒ日本カ外人ニ土地所有權ヲ許ササルコトヲ
指摘シテ抗議ノ理由ナキヲ説キ「タイムズ」ハ「ウェッ
プ」案ハ條約ノ文面ニ反セサルヲ以テ日本ハ此点ニ於テ不

如斯波瀾ヲ起サシメタルヲ攻撃シ居レリ

服ヲ唱フルヲ得サルモ大統領及國務長官カ同國ノ利益ニ向テ過分ノ考量ヲ与ヘタルハ國際親交上ノ理由ナルト同時ニ日本モ亦之ニ対シ相互的ノ責任ヲ有スト論シ居レリ

四六二 五月十四日 在米國珍田大使ヨリ
牧野外務大臣宛(電報)

加州土地法案ト人種問題ニ付「ジャーナル、オブ、コマース」及費府「レコード」論評ノ件

第一五三号

五月十三日紐育「ジョーナル、オブ、コンメルス」ハ米國帰化法中「フリー、ホワイト」ナル語ノ意義明カナラサルタメ重大事件ヲ醸シ易シトシ同時ニ日本人々種ノ所屬力裁判上及歴史上未定ニシテ蒙古人種ニモアラサルコトヲ陳ヘ学童事件ノ際日本学童ノタメ隔離学校ヲ設ケサリシモ全ク此ノ理ニ基クモノトシ右帰化法々文ノ意義ヲ確定スルノ急務ナルコトヲ論シ費府「レコード」ハ日本ハ土地法案ノ決定ヲ基礎トシテ一層解決ノ困難ナル問題即チ國民ノ名譽ニ関スル人種問題ヲ起シタルモノナルカ故ニ行政部カ交渉ヲ以テ容易ニ纏マルコトト信スルハ誤レリトシ加州カ平地ニ

其目的ヲ達セントスルハ寧ロ誑誕ニシテ且無稽ノ行為タリ日本ハ今回ノ土地法ノ下ニ於テサヘモ尚何等具體の苦情ヲ申立ツベキ理由ヲ有セズ日本人ノ名譽心ハ此頃特ニ加州ニ於テ其人民ガ人種上社交上西歐諸國ノ諸人種ト同等ニ取扱ハレザルノ事實アルヲ目撃シ深ク毀傷セラレタルモノ、如シ然シ乍ラ日本ハ實際上已ニ此ノ事アルヲ豫知スヘキモノナリ現ニ現行法ニ於テハ日本人ニ我市民タルノ資格ヲ与ヘズ四五年前ニ於テハ日本人ハ移民トシテ好マシカラサルモノトシテ排斥セラレタルニ際シ同國政府ハ公文書ヲ以テ已ニ移民ノ我國ニ入國スルヲ制限スベキヲ誓ヒタレバ也而ルニ若シ日本ニシテ其人民カ米國ニ於テ社会上同等ノ取扱ヲ受ケン事ヲ強要スル為メニ開戦スルノ止ムヲ得サルニ至ル事アラバ其レコソ國際上ノ一新事象ト謂ハサルヲ得ス日本ハ如何程國家の名譽ガ毀損セラレタリトナスモ其実何等正當ナル苦情ヲ有スルモノニアラズ況ンヤ戰爭ノ原因ニ於テオヤ且日本ハ米國ニ対シ開戦セントシテモ財源ヲ有セズ尤モ日本ハ憤懣ノ余リ陰險狂暴ノ手段ニ依リ我太平洋沿岸ヲ攻撃スルコトアルヤモ知レズ然リト雖モ此ノ手段タル彼等ニ採リ寧ロ愚ノ極タリ何ントナレバ其結果ハ自ら回復ス可カラザル國家的一大災厄ヲ招クノ因タルヘケレバナリ

四六三 五月二十四日 在桑港沼野總領事代理ヨリ
牧野外務大臣宛

加州土地法ニ関シ週刊「アルゴノート」紙所載ノ排日的論說翻訳送付ノ件

公第一三八号

(六月十二日接受)

大正二年五月二十四日

在桑港

總領事代理領事 沼野安太郎(印)
外務大臣男爵 牧野伸顯殿

当地週刊紙「アルゴノート」所載ノ排日的土地法ニ関スル論說ニ関シテハ五月二十二日附公第一三四号ヲ以テ及御報告候処本月二十四日ノ紙上ニ於テ同紙ハ更ラニ猛烈ナル排日的論說ヲ掲ゲタル所アルヲ以テ今茲ニ為御參考其要旨ヲ翻訳シ別紙ノ通り差進候條御閱查相願度此段申進候 敬具

註 添附ノ「アルゴノート」切抜ヲ省略ス

(別紙)

日本ガ千九百十一年ノ條約ヲ楯トシテ其權利ヲ主張シ極力日本ハ善ク之レヲ知レリ又米國ニ対スル此種侵襲的態度ニ出ツルトキハ日本ハ已ニ得タル其國際的地位ヲ失墜スルニ至ル所以ノ程ヲ知レリ日本ハ土地問題ニ関シ加州民ノ抱懐セル感想ハ欧米人心ニモ亦深キ根蒂ヲ有スルモノナルコトヲ知ル故ニ日本ノ民衆一般ガ如何程世界ニ対シ白晳及黄色兩人種ノ平等ナルコトヲ教示セントスルモ政柄ヲ握レル日本政治家ハ斯ル說教ヲ泰西諸國ノ容認セサルヘキヲ熟知シ且又兩國間ノ戰爭ニ於テ米國ノ依テ以テ起ツ所以ノモノハヤガテ亦白人種全体ノ依テ以テ起ツベキ所以ノモノナレバ其戰爭ニ於テ泰西文明ニ屬スル諸國ハ悉ク率イテ日本ニ対抗スル態度ニ出ツベキ事情アルヲ知悉セルナル可シ云々

尚ホ同紙ハ更ラニ白晳及黄色テフ題目ノ下ニ日本人ハ一般ニ加州土地問題ハ經濟問題ニアラズシテ人種問題ナリトノ所論ニ達シタルモノ、如キガ是レ正當ナル所論ナリト贊同ノ意ヲ述ベ然シ乍ラ日本人ガ世界ヲシテ黃白兩人種同等ニ待遇スベキ旨ヲ教示セントスルハ寧ロ謬見タルヲ免レズトナシク世界ハ此ノ教訓ニ耳ヲ傾クルコトナカル可シ寧ロ吾人ハ日本人ニ対シ此機ニ乘シタトヘ日本人ノ感情ヲ害フコトアリトモ日本人ハ其本能ニ於テ其智力ニ於テ共ニ等シ

ク白人ニ相違スル所アルノ事實ヲ知ランコトヲ教示スルノ必要アルヲ認ム是等東洋人種ハ已ニ文明ノ域ニ達シタリトモ尚其人類觀ヤ並ニ其生活狀態ヤ共ニ共ニ独特ノ色相ヲ帶ブルモノタルヲ免レズ彼等ハ肉体上ノ特質ニ於テ吾人ト懸隔セルノミナラズ尚社会上、道德上ノ点ニ於テモ吾人ト雲泥ノ差アリ吾人ハ吾人特有社会的制度ヲ有シ特ニ政治ノ制度ニ関シテハ到底彼等ノ了解シ能ハザル所ノモノタリ尤モ吾人ハ彼等ガ觀光者タル限りニ於テ何等反對ノ念ヲ抱クモノニアラズ吾人ハ又彼等ガ我國ノ隣邦タルニ對シ何等惡感ヲ抱クモノニアラズ尚又吾人ハ彼等ニアル限ラレタル範圍内ニ於テ特權ヲ与フル事ヲ辭セサルモノナリ然リト雖トモ吾人ハ彼等ヲ以テ吾人ノ社交的家族的友人タルノ地位ニ措クコトニ反對セザルヲ得ズ尚又吾人ハ彼等ノ児女ガ吾人ノ児女ト結婚スルコトニ對シ極力反對ヲ唱フルモノナリ云々ト説キ尚進ンデ加州ニ於ケル日本人ノ情態ヲ述ベテ到底兩者ノ融合スベキモノニアラザル次第ヲ示シ更ラニ曰ク白人種ハ日本人ノ為メニ同等的取扱ヲ与フベキモノタルノ理ヲ甘ンシテ教示セラルベキモノニアラズ白人種ハ日本人ガ其領土内ニ生息スル際ニ於テ之ヲ尊敬ス可シ加州ニ來レルモノニ對シテモ吾人ハ吾法律ノ許ス範圍内ニ於テ彼等ニ

國又ハ帰化ヲ許スヤヲ決スルノ權利アリ此点ニ於テ外人人間ニ区別的待遇ヲ為スモ何等妨ケナシ只條約ハ之ヲ尊重スルコトヲ要ス而シテ純然タル國內事件ヲ國際仲裁々判ノ審理ニ委セントハ何レノ点ニ於テモ同意ヲ寄スル能ハサル所ナリト論シ又五月卅一日ノ同雜誌ハ米人カ誠實ニ日本人ヲ敬愛スルコトト明カニ人種の差別ヲ設クルコトトハ全然兩立スルヲ妨ケス今ヤ加州ハ其欲セサル移民ノ集団及非米國的農業部落ヲ禁遏センコトヲ期スルモノニシテ吾人ハ此權利ヲ有スルハ疑ヲ容レス此目的ノ為メ取ルヘキ最モ適當ナル方法ハ正義禮讓ヲ以テ外人ヲ遇スルト同時ニ他ノ一方ニ於テ吾人カ移民土地所有權及帰化權ヲ決スルノ權ヲ占有スルコト「モンロー」主義ヲ維持スルコト巴奈馬運河ヲ警備スルコト布哇及比律賓ヲ占有スルノ意志ナルコトヲ固執スルナリト論ン居レリ

四六五 六月十日 在桑港沼野總領事代理ヨリ 牧野外務大臣宛

週刊「カリフォルニア、アウトトルック」所載

排日的土地法ニ對スル日本人ノ觀察ナル論文

送付之件

保護ヲ与フルコトヲ容マサル可シ然レトモ社会上同等ノ地位、社会的親睦、近隣ノ交誼及國際結婚等ニ関シテハ吾人ハ絶対ニ彼等ニ之ヲ与フルコトヲ拒ムモノナリ云々尚終リニ臨ミ同紙ハ日本人ニ對シ日本人ハ其自ラ定マレル制限ヲ自覺スルコトノ早ケレバ早キ丈ケ其レ丈ケ幸福ヲ享ク可シ云々ト警告シテ筆ヲ收メタリ(五月二十四日附桑港「アルゴノート」所載)

四六四 五月三十一日 在米國珍田大使ヨリ 牧野外務大臣宛(電報)

加州土地法ノ人種の差別ヲ擁護スル週刊「アウトトルック」誌論說報告ノ件

第一八八号

本月廿四日「アウトトルック」ハ加州土地法案カ條約上ノ權利ヲ保障スルニ至リタル為日本ノ立場ニ變更ヲ生シタルハ怪ムニ足ラサルモ同國カ帰化法ニ對スル不平ヲ唱ヘントスルハ驚クヘントシ日本カ帰化權問題ヲ主張スルハ米國ト衝突ノ機會ヲ求ムルニアラサルカノ疑ヲ昂メシムルモノナリトシ進ンテ兩國孰レモ自己ノ專斷ヲ以テ如何ナル人ニ入

公第一五〇号 (六月三十日接受)

大正二年六月十日

在桑港

總領事代理 沼野安太郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

東北帝國大學講師「ゲール、クレランド」氏ハ過日当地週刊紙「カリフォルニア、アウトトルック」紙ニ排日的土地法ニ對スル日本人ノ觀察ナル一論文ヲ投書シタルガ同紙ハ現加州知事「ジョンソン」氏ト最モ關係深キ政友「ローウェル」氏ノ勢力ノ下ニ發刊セラレ殆ンド加州共和黨進歩派ノ機關紙トモ謂フ可キ地位ニアルモノナレバ同紙上ニ於テ此種論文ノ登載セラレタルハ加州共和黨進歩派ノ人々ヲシテ本問題ニ関シ同情アル見解ヲ知ラシムルニ少カラザル裨益アルモノナリト信セラレ候條其論旨抄訳ノ上為御參考原文相添及御送附候間御査閱相成度此段申進候 敬具

註 添付ノ原文省略

(別紙)

加州議會ハ國務卿「ブライアン」氏及大統領「ウィルソン」氏ノ忠言ヲモ顧ミズ遂ニ日本人ノ名譽心ニ無上ノ痛感

ヲ与フル排外的土地案ヲ通過セシメタリ日本国民タルモノ
 其名譽及愛國ノ念慮ニ富メル心性ヲ以テシテ之ヲ黙過スル
 ヲ得ンヤ日本ノ輿論ノ沸騰シタルモ蓋シ故ナキニアラズ惟
 フニ今回ノ立法ヲ違憲ナリトシテ合衆國最高法院廷ニ争フノ
 途モアルベシ然レドモ昨今日本ノ輿論ハ法律上ノ訴訟ニ依
 リテ之ノ問題ノ解決ヲ得ントスルコトヲ断念シ寧ロ根本的
 解決ノ方法トシテ米國ニ於ケル日本臣民ノ權利如何ニ着眼
 セルモノノ如シ而シテ在米日本臣民ノ地位ヲ確保スル方法
 トシテ、其一ハ條約ノ改訂ニ在リ即日本国民ヲシテ米國ニ
 於ケル財産、相続、其他借地等ノ事項ニ関シ最惠國民ト
 同等ノ待遇ヲ享ケシメントスルコトニ在リ然レドモ此方法
 ハ直接現今ノ問題ヲ解決スルニ足ルベキモ未ダ以テ将来起
 ルコトアルベキ難問題ヲ解決スルニ足ラズ、其二ハ在米日
 本人ニ米國市民タルノ資格ヲ認メシメントスルニ在リ此目
 的ヲ達スルニハ合衆國議會ノ協賛ヲ經ザル可カラザルノ困
 難アリト雖モ此方法ハ日本国民一般ニ根本解決方法ナリト
 シテ歡迎セラレ居ルモノニ屬スト冒頭ヲ置キ、次ニ日本ノ
 土地所有及帰化ニ関スル我法制ヲ引キ日本ニテハ外國人ノ
 土地所有ヲ認メザルモ外國人が一度帰化シタル後ハ財産權
 相続權ニ何等ノ制限ナキヲ述ベ帰化ノ問題ガ結局日米問題

ラズ予ガ曾テ加州大学ニ於ケル經驗ニ依リテ徵スルモ明カ
 ナリ、然レドモ若シ以上ノ批難アリトスルモ米國ノ學校ニ
 育チタル日本小兒ノ成長シ成年ニ達スルニ至ラバコノ批難
 ハ全ク消滅スベシ、第二ノ批難ハ日本人ハ米國婦人ト結婚
 スルコト能ハズ又彼等ハ之ヲ希望セズ且又其結婚ハ好マシ
 キコトニアラズト云フニ在ルガ結婚セサルガ故ニ何故ニ
 批難スベキヤ東洋人ハ東洋人ノ面色ヲ帯ビ米國ノ為メニ尽
 スコト能ハザル理何処ニアリヤ、第三ノ批難ハ日本人ノ出
 生率ノ他國民ニ比シ其度高シ若シ日本人ノ入國ヲ自由ニセ
 バ人口米國民ニ超過シ其結果米國ハ他日黑人問題ニテ苦ミ
 タルト同様ナル人種上ノ大問題ニ遭遇シ之カ為メニ再ビ
 苦悶セサルヲ得ザルニ至ル可シト云フニ在リ此說ハ一応尤
 モナリト雖モ現在米國ニ在ル日本人ニ對シ危憂ノ念ヲ抱ク
 必要毫モ之レナカルベク將タ将来ニ関シテハ已ニ日本政府
 ニ於テ移民制限ヲ實施セル際トテ最早日本労働者ノ入國ヲ
 見ルコトナカル可シ之ヲ以テ現在ノ在加州日本人ニ對シ市
 民權ヲ与ヘタリトテ特種ノ問題ヲ惹起ス可キモノニアラ
 ズ、第四ノ批難ハ日本人ハ外國ニ在リト雖モ尚自國ニ忠実
 ナリト云フニ在ルガ之レ批難ス可キヨリモ寧ロ美德トシテ
 數フベキモノナリ米國人ノ其外國ニ在ルモノ自國ヲ愛セザ

ヲ解決スル最良ノ方法ナル可キヲ贊シ、然ラバ我國ニ帰化
 シ得ル者ノ資格ハ如何、日本人ニ帰化ノ資格ヲ与ヘザル理
 由如何、其理由ハ充分ナル根拠アルモノナリヤ如何ト、
 三個ノ自問ヲ發シ之ニ對シ自答ヲ与ヘテ曰ク、先ツ第一問
 ニ對シテハ吾人ハ市民タリ得ルノ資格トシテ聰明、獨立
 心、遵法的精神、進歩的氣質、及ビ愛國心等ヲ掲ゲザルヲ
 得ズ何トナレバ是等ハ善良ナル市民タル資格要件ナレバナ
 リ、然ラバ日本人ハ此等ノ資格ヲ具備スルヤ日本人ハ其本
 國ニ於テ此等ノ資格ヲ具備スルハ勿論加州ニ來レルモノモ
 亦聰明勤勉ナルノミナラズ進歩的且平和的人民タルノ素質
 ヲ發揮セリ加州ニ於ケル日本人ノ牢獄ノ裡ニ呻吟スルモノ
 ノ數他國民ニ比シテ僅少ナルハ其證ナリ之ヲ要スルニ日本
 人ハ米國市民タルノ資格充分ニ備ハレルモノナルコト最早
 疑ヲ容レズ云々同教授ハ更ニ進ンデ加州ニ於ケル排日問
 題ノ真相ヲ人種問題及經濟問題ニ在リトシ項目ヲ分チテ先
 ズ人種問題ヲ説明シテ曰ク日本人ニ對スル批難ハ日本人ハ
 其同宗族間ニノミ相往來シ米國人ト同化スルコト能ハズト
 云フニ在ルガ之レ誤レリ、其ノ斯クノ如キ幻象ヲ呈スルハ
 吾人ガ彼等ヲ排スルガ故ナリ又彼等ニ於テ語學ノ習得ニ困
 難ヲ感ズルガ故ナリ彼等ハ決シテ先天的狹隘ナル國民ニア

ルモノアリヤ之レヲ要スルニ米國ニ出生セル日本人ハ深ク
 米國ヲ愛スルモノナル可シ云々、次ニ經濟上ノ問題ヲ説明
 シテ曰ク日本人ガ經濟上批難サルベキ其一ハ日本労働者ハ
 生活上ノ程度低シ從テ白人ノ労働者ハ其競争ニ耐ヘザル可
 シト云フニ在リ然レドモ之レ日本人ガ帰化セルト否トニ
 關係ナキコトナリ尚又日本人ノ労働者ハ白人ノ労働者ト其
 労働ノ方面ヲ異ニスルモノナルノミナラズ日本政府ハ前述
 セル如ク移民制限政策ヲ把持スルニ於テオヤ、日本人ガ經
 濟上批難サルベキ其二ハ日本人ハ米國ニ永住ノ精神ナシ彼
 等ハ家族ヲ携帯セズ米國ノ土地ニ資本ヲ投下セズト云フニ
 在リ然レトモ米國ニ於テ彼等ニ市民權ヲ許サザル今日之ハ
 止ムヲ得ザルコトナリ若シ米國ニシテ日本人ニ帰化ヲ許ス
 ニ於テハ日本人ハ其面目ヲ改ムベシ、市民タルノ資格ヲ得
 テ米國ニ在住スルト否トハ人が米國ノ土地ト密接ナル關係
 ヲ結ビニ至ル重大ナル關鍵タリ云々
 尚ホ「クレランド」氏ハ世ニ噂セラルルガ如ク日本政府ハ
 其臣民ノ他國ニ帰化スルモノヲ妨グルモノニアラザルコト
 ヲ弁シ次ニ米國政府ニ於テ若シ日本人ニ帰化ヲ許スニ於テ
 ハ支那人印度人等ニモ亦帰化ヲ認メザル可カラザルニ至ル
 ベキヲ恐ル、モノアルニ對シテハ米國ニ於ケル支那人印度

人及日本人中帰化ノ資格ヲ具ヘタルモノ多キ由ヲ説キ且ツ人種ニ依リ帰化ノ資格ヲ絶対ニ否認スルノ策ヲ採ルヨリモ寧ロ帰化ノ資格ヲ認メ唯其條件ヲ高ムルノ策ヲ採ルニ如カズ云々、尚ホ終リニ臨ミ「クレランド」氏ハ以上論ズル所ヲ以テ若シ正ナリトセバ我中央政府ガ帰化ノ資格ヲ人種ノ區別ニ置キタルハ毫モ理由ナキモノニシテ寧ロ吾人ハ我友國ニ対シテ如キ不都合ナル區別ヲ一掃スベキノ理多キヲ思ハズンバアラズ是ヲ以テ米國ハ移民制限ヲ主張スルハ可ナリト雖モ其國旗ノ下ニ来リ其國ニ租税ヲ納メ其國ノ法律ニ服從シ其國ノ市民タラント希望スルモノニ対シテハ他ノ歐洲諸國民ト同等ノ權利ヲ賦与スベキナリ之レ頓ガテ日本國民ノ願望スル所ノモノナリ云々ト論ジタリ

四六六 六月二十日 在桑港沼野總領事代理ヨリ
加州土地法ニ関シ桑港諸新聞雜誌ノ日本ニ対スル態度報告ノ件

加州土地法ニ関シ桑港諸新聞雜誌ノ日本ニ対スル態度報告ノ件

第二一八号

前報後桑港諸新聞雜誌ハ一二ヲ除キ概シテ日本ニ友好的態度ヲ持統セリ只「エキザミナー」ハ例ノ挑発的筆法ヲ以テ

文書ヲ評論シ何等新論點ヲ発見シ得ス兩國各其ノ主張ヲ確執スル今日新事態ノ發生ナキ限り仲裁々判ニモ附セラレサルヘシトナシ離婚問題ニ論及シ日本人自カラ離婚ニ反対スルノ甚シキ米國人ニ譲ラサルモノアリ要スルニ問題ハ人種優劣ノ如何ニアラス其ノ差違懸隔ノ余リ重大ナル為メ完全ナル社会的同化ノ行ハレタル眺ニアラサレハ到底離婚ニ依リ調和ヲ得難キニ依ルモノナリ云々ト論セリ

四六八 八月三日 在米國珍田大使ヨリ
加州土地法ニ依リ生ジタル日米間ノ難局解決策ニ関スル週刊誌「アウトロック」ノ論說報告ノ件

加州土地法ニ依リ生ジタル日米間ノ難局解決策ニ関スル週刊誌「アウトロック」ノ論說報告ノ件

第二三八号

八月二日「アウトロック」(註一) (註二) Mable, Peabody, J. Ingram Bryan 三氏ノ論文ヲ掲ケ何レモ加州問題ニ関スル日本人ノ立場ヲ弁護セル処尚其ノ社説ニ於テ千九百零六年大統領敎書日本人ノ帰化權ニ関スル部分中移民ニ対スル公平ノ取扱ヲ論セル句ヲ引キテ之ニ同意ヲ表シ在米日本人ニ屈辱ヲ与

日米戦争米國海軍拡張ノ必要独逸ノ軍事探偵「グレイプス」ノ言ナリト称スル諸説黃禍論東西文明衝突論等ヲ殆ント断エス掲載シ居レリ夕刊「ビュレッタ」及労働派ノ機關「デイリーニューズ」ハ土地問題ニ関シテハ知事「ジョンソン」ノ立場ヲ擁護セル論說ヲ掲クルコトアルモ極力平和論ヲ鼓吹シ居レリ右「デイリーニューズ」ハ本月十八日ノ社説ニ於テ太平洋沿岸日本人問題ノ解決策トシテ日本移民ヲ絶対ニ禁止スル代リニ比律賓ヲ日本ニ売渡スヘシトノ議ヲ掲ケタリ其ノ他「クロニクル」「コール」「ポスト」等ハ何レモ日本ニ友好的又ハ中立態度ヲ示セリ「クロニクル」ハ二十日ノ社説ニ日本ニ於ケル煽動家ノ言動ハ必スシモ日本人全体ノ意嚮ナラサルヘシト為セリ又州内地方各新聞モ寧ロ平静ノ態度ヲ持シ挑発的ノ論議ヲナスモノ稀レナリ

四六七 六月二十七日 在桑港沼野總領事代理ヨリ
加州土地法ニ関スル日米往復文書及離婚問題ニ付桑港「クロニクル」論評ノ件

加州土地法ニ関スル日米往復文書及離婚問題ニ付桑港「クロニクル」論評ノ件

第一九五号

六月二十七日 Chronicle 社説ハ今回発表ノ日米交渉往復

ヘントスルハ危険ニシテ又米國人ノ理想及基督教ノ主義ニ背反スト説キ加州土地法ハ其ノ一面ニ於テ日本人ノ成功ニ対スル嫉妬ノ念又ハ日本人ニ凌辱ヲ与ヘムトスルノ意ニ出テタルモノニシテ此点ニ於テハ當國一般人心ノ深ク非難スル所ナリ尤モ他ノ一面ニ於テ右ノ立法ハ將來人種及移民問題ノ生スルヲ慮カリ豫メ之ニ備ヘントスルモノニシテ是國民ノ統一ニ関スル大問題ナルカ故ニ慎重ナル考量ヲ要ス吾人ノ所見ヲ以テスレハ加州立法ノ為メニ生ジタル難局ヲ解決セムカ為メニハ第一兩國ノ協定更新ニ依リ集合移民ノ渡来ヲ禁スルコト第二現ニ米國ニ在留スル日本人及前項協定ノ制限ノ下ニ今後渡来スヘキ日本人中適當ナル資格ヲ有スル者ハ之ニ帰化權ヲ与フルコト第三日本政府ノ旅券ヲ有セサル日本人ハ當國ニ於テ之ヲ追放スルノ權アルコトヲ基礎トシテ適當ノ便法ヲ設クルヲ可トスヘク此ノ如キ便法ノ成立前ニ於テ吾人ノ執リ得ヘキ方法ハ日本人ノ土地所有能力ニ対シ法廷ノ判決ヲ得ル外ナント論シ居レリ

註一 Hamilton W. Mable
註二 Francis G. Peabody

四六九 八月二十五日 在桑港沼野総領事代理ヨリ
牧野外務大臣宛

桑港「アルゴノート」誌主幹ト会谈説明ノ結果

同誌ハ排日の言説ヲ取止メタル件

機密公第五一号 (九月十五日接受)

大正二年八月廿五日

在桑港

総領事代理 沼野安太郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸頭殿

当地方新聞雜誌ノ論調ニ関シ桑港発刊「アルゴノート」

(週刊)カ屢次激烈ナル排日論議ヲ掲載セル次第本年五月中拙信公第一三四号及公第一三八号ヲ以テ及報告置候通ニ有之候処其後本官「ヘンリー、ピー、ブウィー」氏ノ紹介ニテ同誌主幹「エー、ホルマン」氏ト数次会谈ノ機会有之同氏ガ日本ニ関シ懐抱セル誤解ニ付篤ト解説相加ヘ置候処同氏モ大ニ反省セルモノノ如ク去ル六月中旬以後今日迄ノ処同誌上ニハ排日の言説ヲ見ザルニ至候間右御了知相成度此段御参考迄申進候 敬具

事項五 加州以外ノ外国人土地法案

- 一 「ワシントン」州関係
- 二 「アリゾナ」州関係
- 三 「アイダホ」州関係

一 ワシントン州関係

四七〇 一月十二日 在シアトル高橋領事ヨリ
桂兼任外務大臣宛

「ワシントン」州議會ニ提出セラルベキ外国人

土地所有權法案ニ関スル件

附屬書 右ニ関スル高橋領事發珍田大使宛機密各公第

一号写

機密公第一号 (二月一日接受)

大正二年一月十二日

在シヤトル

領事 高橋清 一(印)

外務大臣公爵 桂 太郎殿

本件ニ関シ別紙ノ通り本日在米大使ヘ報告ニ及置候間御参
考迄右写差進候 敬具

五 加州以外ノ外国人土地法案 (一) 四七〇

(附屬書)

写

機密各公第老号

大正二年一月十二日

在シヤトル

領事 高橋清 一

在米

特命全權大使子爵 珍田捨己殿

当州議會ニ提出セラルベキ外国人土地所有法

案ニ関スル件

当州議會ハ本月十三日ヲ以テ開会ニケ月ヲ以テ終了ノ都合
ニ有之候而シテ今期議會ニ外国人土地所有權ニ関スル法案
提出セラルベキ趣客年十二月二日付各公第四号中ヲ以テ申

四七一